

令和 5 年度

水道事業会計予算書

生駒市



## 目 次

令和 5 年度 生駒市水道事業会計予算	1
令和 5 年度 生駒市水道事業会計予算に関する説明書	
令和 5 年度 生駒市水道事業会計予算実施計画	5
令和 5 年度 生駒市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	9
令和 5 年度 給与費明細書	10
令和 4 年度 生駒市水道事業予定損益計算書	15
令和 4 年度 生駒市水道事業予定貸借対照表	16
令和 5 年度 生駒市水道事業予定貸借対照表	18
注記	20



令和 5 年度

生駒市水道事業会計予算



## 議案第6号

### 令和5年度生駒市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度生駒市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数      | 51,700戸                  |
| (2) 年間総配水量    | 11,881,019m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均配水量   | 32,462m <sup>3</sup>     |
| (4) 一日最大配水量   | 36,242m <sup>3</sup>     |
| (5) 主要な建設改良事業 |                          |

ア 新設改良事業

- 管路の更新事業
- 水道施設耐震化事業
- 応急給水設備整備事業

イ 固定資産購入

- 水道メーター購入
- 車両運搬具購入
- 器具備品等購入

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

(単位:千円)

第 1 款 事業収益	2,844,521
第1項 営業収益	2,491,531
第2項 営業外収益	352,890
第3項 特別利益	100

支 出

(単位:千円)

第 1 款 事業費	2,875,204
第1項 営業費用	2,809,111
第2項 営業外費用	31,538
第3項 特別損失	14,555
第4項 予備費	20,000

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額932,846千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 81,175千円及び過年度分損益勘定留保資金 851,671千円で補てんするものとする。)

収 入

(単位:千円)

第 1 款 資本的収入	1,408,840
第1項 寄附金	285
第2項 納付金	58,400
第3項 負担金	12,657
第4項 分担金	69,498

支 出

(単位:千円)

第 1 款 資本的支出	1,073,686
第1項 建設改良費	1,060,667
第2項 還付金	3,019
第3項 予備費	10,000



(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 333,752千円

(たな卸資産購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、13,515千円と定める。

令和5年3月6日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

